

「令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱（以下「委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、「令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会要綱第8条に定める審議事項は、次のとおりとする。

(1) プロポーザル方式の実施に関する審査

- ア 令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の設置、委員の選定
- イ 評価方法の決定
- ウ 提案資格の決定
- エ プロポーザルの効力の決定
- オ その他必要と認める事項

(2) 受託候補者の特定に関する審査

- ア 評価委員会の評価結果の審査
- イ 受託候補者の特定
- ウ 評価結果の通知
- エ その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書の内容は、別に定める「『令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託』提案書作成要領」による。

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、別に定める「提案書評価基準」による。

- 2 提案書に対する評価は二段階とする。一次評価では、提出された提案書の評価し、二次評価の対象となる5者程度を選定する。二次評価対象者に対してヒアリングを実施する。二次評価では、提案書及びヒアリングの内容を基に再度評価を行い、当該業務に最も適した者を特定する。

ただし、提案書を提出した者が6者に満たない場合は、一次評価を行わず、提案書を提出した全ての者に対してヒアリングを実施する。

- 2 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び評価結果の報告（一次評価結果については、二次評価結果と併せて報告する）
 - (4) ヒアリング
 - (5) その他必要と認めるもの
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長 緑区総務課長
副委員長 緑区地域振興課長
委員 緑区区政推進課長、緑区福祉保健課長、緑区こども家庭支援課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。ただし、別に定める『令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託』プロポーザル採点表』の提出をもって出席とみなすことができる。
 - 5 ヒアリングを欠席した委員は、ヒアリング記録の確認をもってヒアリングへの出席とみなすことができる。
 - 6 委員長は、評価結果を緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
 - 7 評価委員会は、非公開とする。
 - 8 評価委員会の総務は、緑区区政推進課が行う。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和2年10月22日から施行する。